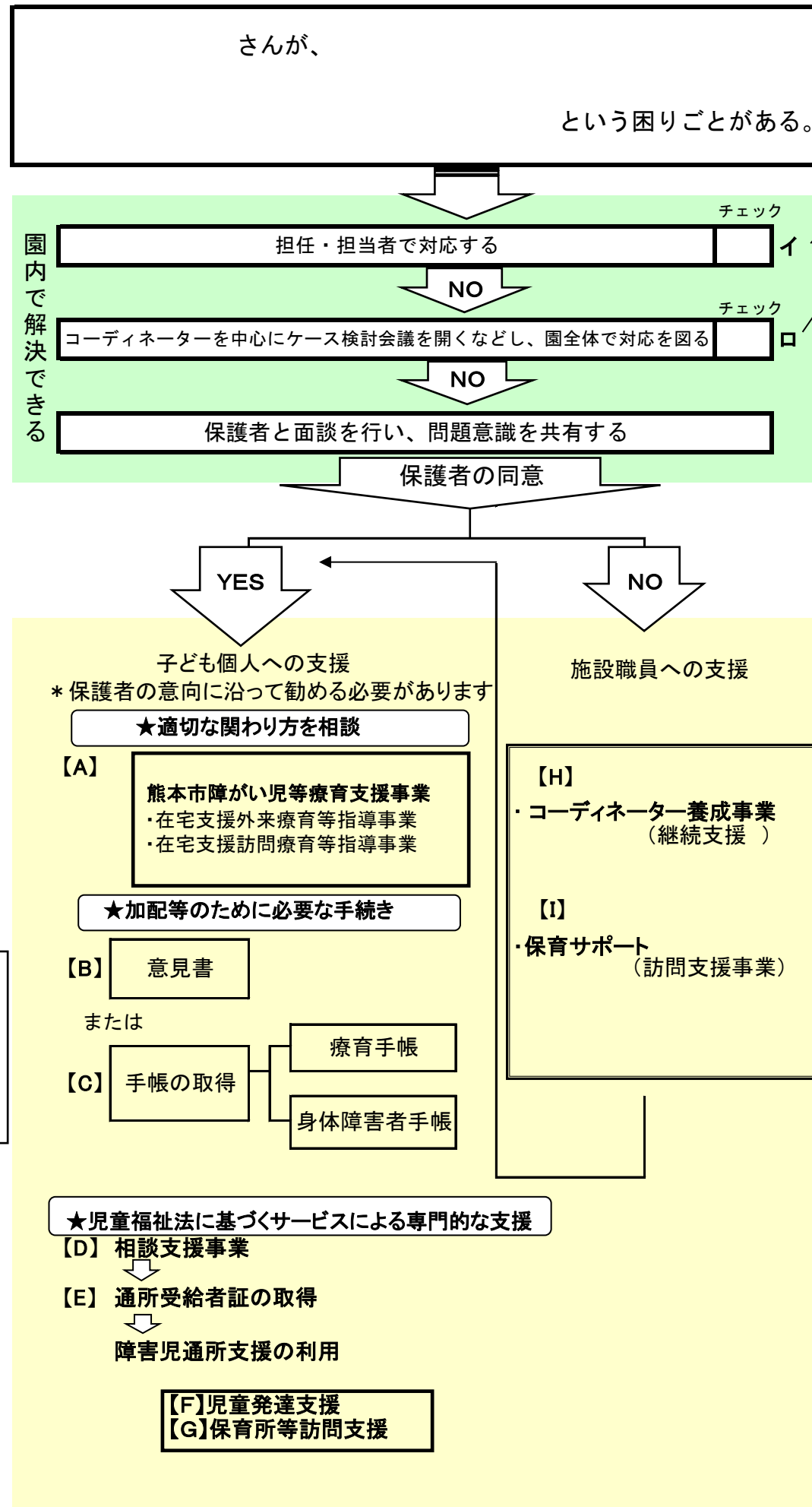


気になる子ども達への支援として 幼稚園・保育所の先生のためのフローチャート



熊本市子ども発達支援センターの場合

- 一般県民・市民向け研修会として、「熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会」を実施しています。
 - 職員(小学校、幼稚園教諭、保育士、看護師、保健師、療育関係者)を対象に、支援者研修会を実施しています。
 - 公私立幼稚園・保育園・認定子ども園の園長を対象に、園長研修会を実施しています。
 - 園内のリーダーシップがとれる方を対象に、コーディネーター養成研修を実施しています。
 - ・基礎研修
 - ・ステップアップ研修
 - ・実践報告会
- いずれも、事前申し込みが必要です。詳しくは、熊本市子ども発達支援センターへお尋ねください。

* 下記のふくしのしおりは、障がい保健福祉課発行「障がい者のためのふくしのしおり」平成28年12月発行分です。

【A】熊本市障がい児等療育支援事業[問い合わせ:障がい保健福祉課]* ふくしのしおりP82

下記の施設において、外来または訪問による療育、相談、指導を行います。
実施事業所・・・くまもと江津湖療育医療センター・三気の家・済生会なでしこ園
・熊本県ひばり園・熊本県こども総合療育センター

【B】園の障がい児支援[問い合わせ:施設に応じて熊本市保育幼稚園課又は熊本県私学振興課] 熊本市障がい児保育事業補助又は、私学助成等により、職員の加配や環境整備などができます。 補助を受けるには対象になる子どもに対する意見書、或いは療育手帳や身体障害者手帳が必要です。

【C】福祉手帳制度[問い合わせ:各区役所福祉課]* ふくしのしおりP10 手帳を持つことで様々な福祉支援が受けられます。 他に家族支援もあります。(特別児童扶養手当等・・・要診断書、該当しない場合もあり)

【D】相談支援事業[問い合わせ:各区役所福祉課→相談支援事業所]* ふくしのしおりP53,54 障害児通所支援を利用するためには、居住地の区役所に申請し、相談支援事業所で利用計画を作成します。

【E】通所受給者証[問い合わせ:各区役所福祉課]* ふくしのしおりP54 上記利用計画をもとに、利用できる支援の内容や支給量を熊本市が決定し、「通所受給者証」が発行されます。

【F】児童発達支援[問い合わせ:障がい保健福祉課及び実施事業所]* ふくしのしおりP53,76～79 未就学の障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。 実施事業所:児童発達支援事業所

【G】保育所等訪問支援事業[問い合わせ:障がい保健福祉課及び実施事業所]* ふくしのしおりP53,76～79 実施事業所のスタッフが保育所等に出向き、当該児の集団参加や生活上の課題に対して個別に対応します。 実施事業所・・・熊本県ひばり園・三気の家・済生会なでしこ園 ・ドムス・ラエタ・トレサポ

【H】発達支援コーディネーター養成事業継続支援[問い合わせ:子ども発達支援センター] コーディネーター養成基礎研修を終了された先生に対し、継続的に園内支援体制づくりのための訪問支援を行います。

【I】保育サポート事業[問い合わせ:保育幼稚園課及び実施事業所] 熊本市児童発達支援ルームより、保育士・作業療法士等が園を訪問し、担任の先生と一緒に保育の工夫を考えます。 実施事業所・・・熊本市中央児童発達支援ルーム・熊本市北児童発達支援ルーム・熊本市西児童発達支援ルーム

* その他、障がいのある方やそのご家族からの福祉に関する相談に応じる機関として熊本市障がい者相談支援センター(市内9箇所)があります。* ふくしのしおりP101

以上の詳しい内容および「障がい者のためのふくしのしおり」は、熊本市のホームページに掲載されています。

熊本市子ども発達支援センター

専門的な支援を必要とするとき(電話相談・面接相談・医学相談・訪問支援等)